

北はりま消防組合職員の給与の臨時特例に関する条例（要旨）

1 制定理由

平成25年1月24日、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」が閣議決定され、東日本大震災を契機とした防災・減災事業や、長引く景気の低迷を受けて地域経済の活性化を図る必要性から、地方公務員の給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、国に準じて必要な措置を講ずるよう要請されています。

これを受け、構成市町においても6月議会に給与減額支給措置条例の上程を予定しており、北はりま消防組合としては、条例の改正等については管理者の属する市（加東市）に準じて行うとしているため、北はりま消防組合職員の給与の臨時特例に関する条例を制定するもの。

2 制定内容

平成25年度末までの間、職員の給料月額から職務の級の区分に応じた割合を乗じて得た額を減ずる。

3 制定による効果

約33,000千円の給料が削減される。

4 施行期日 平成25年7月1日